

臨時法制審議会民法改正要綱（大正十四年）

における父母の婚姻同意権

床 谷 文 雄

一 はじめに

婚姻の締結につき、当事者間の意思の合致のみでは足らず、当事者外の者の意思がそこに介入することが古来多く認められている。¹ 身分的支配権を有する権力者の意思が介入することは婚姻史一般に通ずる現象であるとされ、その理由としては、婚姻が未知の家族を結合し、友誼的家族間に新しい連鎖をつくり、家族員の増加をもたらすことから、当事者のみならず家長、父母その他の近親に利害関係を及ぼすことが少なくないからであるといふことがいわれる。² この婚姻に対する同意権が権力者としての認許的なものから、保護者としての監護的なものへと変遷してきたことも周知のことである。³ つまり、現在では、当事者の婚姻に対して第三者が同意するという構造を認める場合は、その同意はもっぱら婚姻せんとする未成年者を保護するためのものと考えられているのである。わが国の現行民法も一応はその立場を採るものとされるが、しかしながら國の現行民法も一応はその立場を採るものとされるが、しかし現行法はなお変化の過程にあるわけである。こうしたこれまでの

変遷をたどり、その精神の究明を行なうことは意義あることであり、いくつかの研究がすでになされている。⁵

本稿は、この変化の過程の一阶段としてその複雑な性格が多く検討の対象となつてゐる、臨時法制審議会の民法改正要綱における父母の婚姻同意について、検討するものである。大正から昭和への変わり目である当時の状況を横断的にながめ、親の同意権についての考え方の一班を知るとともに、この民法改正要綱の性格をさぐるための資料としての具体的な一つの例としてみると目的である。以下多くは資料の引用であり、しかも多くの方によつて利用されているものではあるけれども、わたくしなりの視点を持ち込もうとの試みである。⁶

二 臨時法制審議会の概略及び改正要綱に対する 従来の評価

旧民法以来民法改正要綱に至るまでの父母の婚姻同意に関する規定をみておくと、次の通りである。

旧民法人事編（明治二三年）

第三八条 子ハ父母ノ許諾ヲ受クルニ非サレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス
父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

繼父又ハ繼母アル場合ニ於テ其配偶者タル母又ハ父ノ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ繼父又ハ繼母ノ許諾ヲ受クヘシ其許諾ニ付

第三十九条 父母共ニ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ其家ノ祖

父母ノ許諾ヲ受ク可シ祖父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハ

サルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

第四〇条 父母、祖父母悉ク死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ

満二十年ニ至ラサル者ニ限り後見人ノ許諾ヲ受ク可シ

第四一条 父母ノ知レサル子ハ二十年未満ニ限リ後見人ノ許諾ヲ受ク可

シ

第四二条 育児院ニ在リテ父母ノ知レサル子ノ婚姻ハ二十年未満ニ限り

院長ノ許諾ヲ受ク可シ

旧法原案

第七七八条 未成年者カ婚姻ヲ為スニハ其父母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

但養子ハ其養父母ノ承諾ノミヲ以テ足ル

父母ノ一方カ知レサルトキ死亡シタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト

能ハサルトキハ他ノ一方ノ承諾ノミヲ以テ足ル

父母共ニ知レサルトキ死亡シタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハ

サルトキハ後見人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第七七九条 前条ノ規定ハ繼父母ニハ之ヲ適用セス

旧法（明治三一年）

第七七二条 子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要

ス但男カ満三十年女カ満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ

其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル

父母共ニ知レサルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト

能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要

ス

第七七三条 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族会

ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

民法親族編中改正ノ要綱（大正十四年）

第一一 婚姻ノ同意

一、子ガ婚姻ヲ為スニハ年齢ノ如何ヲ問ハズ「第四ノ三」ニ準ズルコト

二、子ガ前項ニ違反スル婚姻ヲ為シタル場合ニ付テハ相当ノ制裁ヲ定ムルコト

三、未成年者ガ第一項ニ違反スル婚姻ヲ為シタルトキハ父母、祖父母ニ於テ之ヲ取消シ得ベキモノトスルコト

第四ノ三、前二項ノ場合ニ於テハ家ニ在ル父母、父母共ニ在ラザルトキハ家ニ在ル祖父母ノ同意ヲ得ベキモノトスルコト

ハ家ニ在ル祖父母ノ同意ヲ得ベキモノトスルコト

当ノ理由ナクシテ同意ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトスルコト

この後、人事法案⁷を経て、戦後の民法改正による現行の第七三七条

（未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。②

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の

一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様である。）に至るわけである。

民法改正要綱は、「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応シテ法律制度ヲ調査審理」するため一九一九（大正八）年七月九日原内閣によつ

て設けられた臨時法制審議会が決議（親族編大正十四年、相続編昭和二年）し、一九二七（昭和二）年に公表されたものである。これは政府の諮問第一号「現行民法中我国古来ノ淳風美俗ニ副ハザルモノアリト認ム其改正ノ要領如何」に対する回答であるが、この諮問そのものも、これに先だつ臨時教育會議⁸の第一建議に基づくものである。つまり、臨時教育會議の建議では、「我国固有ノ淳風美俗」の維持とその法的な担保を求めていたのに対し、与えられたのが民法改正要綱であり、そしてその他の法改正であった。⁹

臨時法制審議会が改正要綱を公表するまでの経過を簡単にみておくと、次の通りである。¹⁰

大正八年七月 審議会幹事会 分担決定

八月～十月 幹事会

諮問第一号に関する調査要目作成

十月 第二回総会 諮問第一号主査委員指名（富井政章・岡野敬次郎・阪谷芳郎・河村善益・鈴木喜三郎・小橋一太・

原嘉道・藤澤幾之輔・仁井田益太郎・小山温）

大正九年六月 小委員会「審査要綱」親族編の部審議終了、主査委員会に報告

大正十三年九月 諮問第一号主査委員会 小委員会における「審査要綱」月～十二月 親族編の部の審議結果の報告案を審議、親族編改正要綱原案三三項目決定

大正十四年 第一八回～第二回総会 親族編改正要綱案全項目の質疑応答

一月十四日 第一八回総会において第四（分家）についての質疑応答

一月十六日 第一九回総会において第十（婚姻ノ同意）についての質疑応答

一月十九日 第二〇回総会において第十についての残りと第十一（婚姻ノ成立）についての質疑応答

大正十四年四月 第二二回～第二七回総会 親族編改正要綱第一～第三三項目順次審議、多くは原案通り議決

五月六日 第二十四回総会 第四～第十についての審議、議決（第九まで）

五月七日 第二五回総会 第十、第十一についての審議・議決

昭和二年十一月 民法改正要綱公表

改正要綱については、その出発点が極めて保守的な目的の上に設定されたということが一般的に承認されているようであるが、結果としてでき上がった内容については異なった評価が可能である。

多くは、最初の目的は保守的であったにもかかわらず、その審議過程で合理的進歩的な性格のものが加わり、全体として、保守派、進歩派の妥協的な性格のものとなつたとしている。ただし、保守的か進歩的かといふ際に注意すべきことは、文言上は両者の主張が一致していたとしても、それを持たせようとしていた意味、それを作ろうとした目的、果たさせようとしていた機能についての理解、考えに相違があること、さらには、法律そのものをどういう観点からとらえようとしていたか、とくに道徳との関係についての考え方の相違といったもの、それらすべてがこ

の考察にはかかわってくるということである。何をもつて進歩的といい、何をもつて保守的というのかも問題である。¹³

婚姻同意についての要綱第十一に対しても、「もとより、妥協案である」との評価がなされている。¹⁴もとも、「要綱は、民法旧規定に比べると、婚姻を父母の同意権から少しではあるが解放したとみるべき面を含んでおり、このことはわれわれにとってきわめて興味ふかいところである」といしながらも、「見る人によつてはこれと反対に、男子三十歳女子二十五歳以上の者には完全な自由結婚を認めていた旧規定の方が要綱より進歩的だ、という結論に到達することも可能であろう」¹⁵と、妥協というよりもむしろ一様の見方が可能であるというような指摘もなされている。

そして旧規定の方が進歩的とする見解としては、「父母の婚姻同意権をさらに強化し、子の婚姻は年齢のいかんを問わず、家に在る父母、また、父母のないときは家に在る祖父母の同意を要すること」としようとしたのであり、いつそう反動的方向への逆行が企てられたのである。¹⁶「

実質に注目する見方としては、「極めて時代逆行的旧思想的な外見にも拘らず、その下に個人主義自由主義の思想を多分に摂取した近代的な実質を具へている」とするものがあった。わたくしとしても、その実質にこそ着目すべきであると考えるのであるが、さらに、「改正要綱は、

支配層の改正の意図とはやや異って、反動的な外觀を呈しながらも実質的には明治民法よりも前進したものとなったが、そのもとでは、審議のはじめからつくられていたわけである。¹⁸」(傍点引用者) とす

る磯野教授の指摘にも注目したい。

さて以上のような従来の評価を踏まえてこの要綱第十一を検討するに当たり、次の点に重点を置きたい。まず、要綱では原則として年齢の如何を問わず同意を要するわけであるが、同意権者は正当な理由がなければ同意を拒めないという但書が加えられている。ここではこのいづれが重視されていたのであろうかということである。次に、要綱は同意のない婚姻でも成年者の場合は取消し得ないものとしたが、そのことの持つ意味。そして、それらの基礎となる現実の社会を論者がどのように把握していたかということである。¹⁹

三 淳風美俗・家族制度についての論争

審議会ではまず幹事によつて調査要目が作成され、それに対する主査委員会での議論を参考に、より具体化した審査要綱を幹事が作成し、そしてそれが、小委員会・主査委員会の議決を経て改正要綱原案三十三項目となつた。²¹審議会総会では激しい議論がかわされたが、結局は原案通り議決されたものが多い。²²

父母の婚姻同意権については、調査要目の第一十三で挙げられ、自由結婚ができる年齢を定めていること、同意のない婚姻の取消を認めていることが問題とされた。²³この調査要目第二十三では、「我国風」ということばが使われており、「我国古來の淳風美俗」ということに沿つて発案されているかのようにみえる。しかし、臨時教育会議で考えられていた淳風美俗と臨時法制審議会で前提とされた淳風美俗とが、その内容に

おいて符合するかどうかが検討されなければならない。また、この点についての各委員の理解においても相違がみられるのではないであろうか。まずこの点をみておくこととする。

淳風美俗ということは、常に家族制度の維持と強く関係づけて考えられていたのであるが²⁴、その家族制度については二つの考え方が対立していた。つまり、民法と現実の遊離を前にしてこれに如何に対処するかといふ問題に対して、二つの態度があつたのである。一方には、理想を大家族制度に求めてこれを法の力によって強制して行こうとする立場を採り、それが淳風美俗であるとして審議に臨んだ江木千之の考え方がある。彼によれば、「親ハ郷里ニ居リテ一家ヲ持チ子ハ東京ニ居住シテ別ニ一戸ヲ構ヘテ居ルトシテモ其レヲ矢張リ親ノ一家族トシタリトテ別段差支ナシ」²⁵なのである。これは、権利を法律上において抽象的に拡大しようとする考え方である。

他方では、現実に発生している小家族に適合するような家族制度を法の基礎とすることによって、家族団体を強固にしようと考える立場がある。これは、権利を実質的なものとしようとする考え方である。

ところがすでに調査要目自体がその前書で、「家ノ組織ヲ堅実ニ」「健全ナル実質ヲ」とい、「古来ノ家族制度ニ関スル法制並風習ハ必スシモ總テ之ヲ淳風美俗ト称スルヲ得サルハ勿論」だから「古来ノ家族制度ノ弊害ヲ除去スルコト」が重要であるとしていた。このように、「淳風美俗」のイデオロギー的強化と、「教育」の足を引っぱる法令の改正を要求した臨時教育会議の立場と、法律関係者によつて行なわれた民法改正作業との間には、すでにその当初からズレが存在していたといえるよ

うである。²⁶

政府の考え方としては、改正の目的は淳風美俗の確立ということにあるが、それは要するに国民の不満を抑え融和を図るということなのであり、そのためには家族を規律し直そうというのであった。したがつて、大家族制に執着してはいないようと思われる。それは、次に引用する司法次官鈴木喜三郎の第二回総会冒頭での説明に表われている。すなわち、「民法ノ規定中ニ於キマシテ、我国古来ノ淳風美俗ニ添ハナイ所ノモノガアルト思フニ依ツテ、如何ニ之ヲ改正スペキヤト云フコトデゴザイマスル、而シテ我国古来ノ淳風美俗ト申シマスル此言葉モ甚ダ漠然トシタヤウナ言葉デアリマスルガ、是ハ過般臨時教育会議ノ諮問事項デ、其教育會議カラシテ内閣ニ答申セラレマシタ時ノ言葉ニ、此淳風美俗ト云フヤウナ言葉モゴザイマシテ、……要スルニ此淳風美俗ト申シマスルノハ、他ノ言葉デ申シマスレバ、所謂父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和スルト云フコトノ主義ニ外ナラヌノデゴザイマシテ、古来我国ノ家族制度ニ於キマシテ、……馴致シ來ツタノデゴザイマスル、所デ我国古来ノ家族制度ニ於キマシテモ、其當時適當ト思ヒシモノモ今日ノ時勢ニ適応セザルモノモアリマスル、即チ昔アツタ事柄悉クヲ今ニ於テ復古セシムルト云フ趣意デハナイノデゴザイマスルケレドモ、唯今申上ゲマシタヤウナ趣意ニ添ハナイ現行民法ノ規定モアルヤウニ思ヒマスルカラシテ：……今日家ト云フモノガドウ云フ工合ニ民法上ナツテ居ルカト申シマスルト云フト、御承知ノ通り實質ト云フヨリハ寧口形式デ家ト云フ觀念ガ出来居ルヤウニ思ヘルノデアリマス、即チ戸主權行使ノ範囲トシテ論ズベキ家ト云フモノガ、或ハ広ク或ハ狭ク、如何ニモ内容ニ於キマシテ堅

実ヲ歛イテ居ルヤウニ思フノデゴザイマスカラ、其家ノ組織ト云フモノヲ堅実ニスル、サウンテ父子兄弟ノ間ニ一家團樂ノ幸福ヲ得セシムルト云フ建前ニ立法スル方が適當デハアルマイカ……」²⁷と。

要約すると次の三点である。(1)淳風美俗は必ずしも復古にあらず、時勢に応じて改むべきものは改め、補うべきものは補う(2)淳風美俗は、父母に孝、兄弟に友、夫婦相和し、一家團樂の家族道徳を骨子とする(3)この家族道徳は、家族制度ことに家を堅実なものにすることによって達せられる。

この鈴木司法次官による諮詢第一号についての説明は、調査要目において示されていたことと内容的にほぼ一致する。したがって、調査要目の立場に対しても政府当局も満足していたと推測される。そして、そのことからも、審議の大勢は現実の小家族を規律するという方向で進められたようである。ただし、「淳風美俗」の内容及びその達成手段については様々な考え方方が散在しており、小委員会・主査委員会においても意見の完全な一致をみることはなく、この状態はそのまま審議会の総会にも持ち込まれることとなつた。総会での、「淳風美俗ト云フヤウナコトハ、明カナコトノヤウデ……人々ニ依ツテ考ガ達フ……唯昔ニ戻セバ宜イト云フ譯デモナイ、……ツツノ事柄ニ適用シテハ無論ムズカシイ問題」²⁸との、富井政章の発言に示されている通りである。

「家」を「小さく堅く」という考え方は、分家に関して定める第四に対する松本丞治委員の説明においても示されている。すなわち、彼は、家は現実においては單に戸籍上の紙の上の関係に止まり、家という観念がかえつてその本来の意義を失い、家族制度の鞏固を欠くことになる

とを指摘し、独立の生計を立てうるものを一つの単位として構成する」とにより「家」と実質的な共同生活とができる限り結びつけて、家族制度の解体を防止したいといつてはいる。²⁹そして富井委員もこれを援護する発言をしている。³⁰これは、確実に「家」を再生産して行くことによつて社会の基礎とする考え方を示しているわけであるが、観念的な家から現実の共同生活を重視する方向への変更是重要である。³¹

四 婚姻同意についての論争

旧法七七二条に対しても、正に相反する二つの改正論がありえた。一つは、子が父母の意に反して結婚しうるものとするのは「我邦古来の淳風美俗に副わざるもの」であり、満三十年又は満十五年までは孝なるべし、一夜明ければ不孝にて可なりとは何ぞやといふことから、父母の同意は子の年齢の如何を問わざるものとすべしといふものである。これは教育界の考え方である。他方は、孝行は道徳問題であつて、法律を以て強制すべきでない、若年者は格別、すでに婚姻に熟せる年齢に達した者に対しその婚姻の成否を父母の同意にからしめるることは無理、不自然であり、かえつて親子間の情誼を害するとして、成年年齢前後までにせよといふものである。

改正要綱は第一の説に拠つてゐるかのようにみえる。旧法第七七二条が孝行の道に反するとして教育界からの反対が強かつたものであるだけに、その期待を担つた江木千之は要綱原案の「年齢制限撤廃」に賛意を示した。これに対して、美濃部達吉が自由婚姻の立場から強行な反対意

見を述べ、奇妙なことにも未成年者以外は自由婚姻との見解を採った花井委員及び主査委員ながら原案に反対した穂積委員の側に立つた。そしてその間にあつて原案を維持しようと努めたのが松本委員と富井委員であつた。

総会でまず松本委員が次のように説明した。すなわち、満三十年以上の男子及び満二十五年以上の女子が父母の同意なく婚姻しようことは我國風からみて適当でない。したがつて、年齢にかかわらず父母、父母なきときはこれに代わるものとして祖父母の同意を要することにする。と同時に、不当に同意を拒むことを得ずとする。そして、同意なき婚姻の取消は思慮定まらない未成年者の場合に限り、代わりに相当の制裁を定めることとしたというのである。³³

これに対しまず花井委員が反対した。彼は同意なき婚姻に対する制裁に疑問を呈している。つまり、親が子の婚姻に対して反対を述べることによって親子の間に溝ができるのを憂い、「婚姻ニ付テ父母ノ意ニ逆ハズ、父母モ亦子供ノ欲スル所ヲ故ナク遮ラズ、平和円満ノ間ニ此大礼ノ挙ゲラレルト云フコトガ淳風美俗」³⁴との考え方から、たゞ軽い制裁であれそれには及ばず、役に立たなくてもよいというのである。「未成年以外ノ場合ハ一切自由主義デ宜シイ」³⁵といしながら、「年齢ノ如何ニ拘ハラズ父母ノ同意ヲ要スルコトニスベキコト、勿論異存ハナイ」³⁶といふのであり、軽い意味で書いておくだけでよいという考え方である。結局花井委員の原案反対・削除論は、「道徳的觀念ニ任ズ、又從來養ハレタ所ノ淳風美俗ノ実情ニ鑑ミテ、法律力ニ訴フルト云フ事柄ヲ欲セヌ趣旨ニテノ削除論」「強ヒテ之ヲ存スルト云フコトデアツタナラバ、矢張

リ其道徳觀念ヲ法ノ上ニ移スノ程度ニ止メテ置」³⁷きたいという意見であった。

この花井委員の説に対しても、江木千之委員が、それまでの花井委員の「家」についての主張を打壊したような御説であるとして批判したが、花井委員は、「此問題ニ付テ、怡モ從来ノ説ト反対ノ態度ニ出タルモノ、如クニ見ラレルノハ、頗ル遺憾デアリ」「家族制度ハ道徳的ニ生長シ發達スベキモノデアツテ、法律的ニ生長シ發達スベキモノデナイト云フノガ私ノ觀念」³⁸であると反論している。³⁹花井委員は實際の状況に通じた弁護士らしく、實際的な例を挙げて説明をするが、彼が考えていたのは、人情厚き、まるくまとまとた家であったようと思われる。

花井委員の原案削除、現行法のままよいとする発言に対しても、穂積重遠委員が賛成する。穂積委員はこの改正作業のはじめから深くかかわっており、小委員主査委員の一人であつたことから、控え目ではあるが自説を述べる自由を得たいといって、道徳と法律との関係について述べた上で、現行法でよいとする理由を述べた。⁴⁰それは要するに、父母の同意は道徳問題に任すべきであり、法律で定めることは好ましくないということ。⁴¹が、それを提案しうる立場にないし、現行法のままで今はそんなに弊害はないようであるから、花井委員の案に賛成するというのであった。

さらには、同意なき未成年者の婚姻の取消についても反対する小山温委員の意見などが出て議論が紛糾したので、これを納めようとして、富井委員は、この案第十は小委員会並びに主査委員会において初めから意見の分れていた事柄ではない、實際の結果からいえば今日よりも自由に

なるのであると説明したが、かえつて、美濃部委員の強い反論を引き出す結果となってしまった。美濃部委員は満場一致であったと聞いて意外なのに驚いたと述べた後、「制裁ノ軽クナツタ点ニ於テ寛大デア」⁴² るが、年齢を問わない点においてははるかに重い、現在の思想、生活の独立というような思想に反対するものであり、時勢に逆転した事柄であると批判した。そして、如何に軽い制裁にしてもそれは非常に人格を無視するものであり、こういう改正に対しては世の中では驚くであろうとまでいた。⁴³ 彼は、男女共に二十五歳位でよいと考えているのであるが、積極的に発議することまではせず、三十歳、二十五歳以上の者は全く同意不要、それ未満の者は同意なしでも婚姻は成立するが父母は相当の制裁を科すことができるという、現行法緩和の考えに賛成した。⁴⁴

松本委員と富井委員は、これらの反対者に対して、原案の同意の性格を説明し、それが如何に緩いものであるかを同意なき婚姻の効力の面を強調して説得しようと努めた。それは、同意なき婚姻の取消を認めるか否かということが、同意を要するとすべきかどうかの論争と当然に関係していくからである。

取消を論ずるには、ここできらに前の段階である婚姻の成立についてみておく必要がある。その意味で、原嘉道委員の、「現行ノ民法ニ依リマスルト、父母ノ同意ヲ得ナイモノニハ戸籍吏ハ婚姻届出ヲ受理スルコトガ出来ヌト云フコトニナツテ居リマス、戸主ノ同意ガナイ時ハ戸籍吏ハソレヲ注意シテ、当事者ガ聴カヌトキハ之ヲ受理スルコトニナツテ居ル、今後ハ父母、祖父母ノ同意ヲ得ナイ婚姻ニ付テハ相当ノ制裁ヲ加ヘルト云フコトニナツテ居リマスカラ、自然此父母、祖父母ノ同意ト云フ

モノハ、現行法ニ於テ戸主ノ同意ト云フ位ナモノデ、此同意ガナクテモ届出ヲ受理シテ異レロト言ヘバ、戸籍吏ハ受理シナケレバナラスト云フ制度ニナツタモノト」解釈してよいのかという質問は重要である。判例では、同意権者の同意のない婚姻届でも、戸籍吏が受理した以上婚姻は有効に成立するとされていて、かような場合は、戸籍吏が故意に受理するか誤まって受理した例外的なものであった。ところがこれが常に生ずるようなことになれば、その影響は大きい。

この質問に対し松本委員は、受理についての決定規定を変えるとも変えないとも決めていなかつたと記憶しているが、そのように変えることが結末の合うことになるかもしれないと言えた。⁴⁵ そうであるならば、親の同意権を戸主の同意権と同じように弱いものとすることになり、婚姻は成立しやすくなる。

右の点と関連してもう一つ注意しておかなければならないのは、改正要綱が旧法の届出婚主義から儀式婚を中心として届出婚を併用する主義へと転換しようとしていたことである。これによって同意のない婚姻がかなり多くなると予想されるからである。そのことが松本委員の次の発言に示されている。すなわち、彼は、「原案ノヤウニ可決サレルト仮定致シマスト……届出以外ニ、慣習上認メラレル儀式ヲ挙グルニ依ソテノ婚姻モ成立チ得ル」、そうなれば、「同意ナクシテ結婚スル者ガ頗ル多ク出来ルダラウト思フ……婚姻ノ取消ノ如キコトガ頗ル頻繁ニ生ズルト云フコトハ」「非常ナ弊害ガアル」⁴⁶ といつて、それだからこそ取消を認めないようにしたいと強く主張している。

右の点については、慣習上認められた儀式とはどういうものなのか、

とくに父母の同意がなくともそうした儀式が可能であるのかという疑問

がなくもないが、とにかく松本委員は同意なき婚姻の成立が急増するとの予測の下に論を進めていたわけである。⁴⁹

年齢制限を撤廃することについて、松本委員は「成年者ハ全部同意ヲ要サヌト云フ御論ナラバ、大分時代ノ要求ト云フヤウナコトガ分リマスガ」⁵⁰ という認識を基礎としていたが、実際上大多数の婚姻は、男子三十歳以下、女子二十五歳以下で行われるであろうし、父母は相当の理由なくして同意を拒みえないことになるのだから、現行法と比べれば非常に軽いことになるといって、原案の維持に努めたのである。

このように同意拒否に正当理由を必要とし、しかも同意なき婚姻の成立を予想してその取消を否定するということによって、同意権の規定を違反に対する制裁の軽い、適当な解決をもたらしうるものとすることが、松本委員らの考えるところであったようである。

採決ではまず花井委員の全部削除（道徳的訓示規定として入れるのはよいが、そうでなければ現行法に止めておく）案が否決され、次に小山委員の三のみ削除するという（未成年者についても取消を認めない）案も否決された。仁井田益太郎委員は一のみ削除するという（年齢制限を残しておく）案を否決されたので、一を「未成年ノ子ガ婚姻ヲ為シタルトキハ」とし、二を削除して、三を「前項ニ違反スル婚姻ヲ為シタルトキハ」とするおもいきった修正案を出したが、これも少数にとどまり、否決されてしまった。結局賛成多数で原案通りということに決められたわけである。

五 結 語

話

改正要綱は臨時法制審議会設置の趣旨を忠実に生かしたものかという問い合わせにどう答えるか。すでにみたように、臨時教育会議の考えていた淳風美俗と臨時法制審議会で考えられていた淳風美俗との間にはズレがあった。しかもそれは、政府の諮問段階を経て審議会の基礎作業が始まつた時からしてすでに違っていたのである。したがって、審議の途中で進歩的因素が加わったということも、より正確にみれば、臨時教育会議の建議が法律家の舞台である臨時法制審議会に場を移した当初から、その方向で進められることが基本とされていたのである。ただし注意しておかなければならないのは、そのことが、現在の目からみれば、「進歩的」とも評価しうるような結果をもたらしていくけれども、当時としては、「家」を堅く実質的なものとして再生させることを目的とし、それによって、人心の融和を図り、社会の基礎固めをしようとしていた政府の意図とも合致したということである。⁵² 小家族制を探ることも、そのことによつて、家族員に対して実際に力を持つている者に相応の権限を付与しようとしていたといえる。政府としては、臨時教育会議に代表される教育界の保守的な、しかし実際的でない意見に従う意図はなかつたようと思われる。だから、改正要綱は、堅実な家の再生という点からみれば、政府の意図にも適合していたのではないかと思われる。

ただ、法律論的に項目の内容をみると、これはまた別である。婚姻同意に關していくえば、改正要綱は、年齢の如何にかかわらずとした点と同意なき婚姻に対する制裁を予定している点では、同意権を強化しているかの

ようにみえる。しかし他方では、父母・祖父母は正当な理由がなければ同意を拒むことができないのであり、むしろその方に意味があると考えられること、さらに成年者の婚姻は同意がなくても完全に有効になり取消すことができないこと、のみならず受理の面や儀式婚の面の検討次第では同意なき婚姻の成立が多くなるであろうと予想されていたことを考え合わせてみれば、改正要綱は妥協であるといふにとどまらず、実質的な譲歩はほとんどないようと思われる。⁵³ 改正要綱は、年齢制限をとり除くことによってこれを道徳規定化し、それによつて教育界を抑えることには役立たせ、かつ、法律的には現実に生じた婚姻を保護することができるようにしたのである。したがつて、法的な問題としてながめるならば、父母の婚姻同意権を弱体化し、婚姻を自由にする方向に進んでいきと結論することができよう。

臨時法制審議会の改正要綱は戦後の民法改正を考える上で無視することができないものである。その性格についてはこれまでにも少なからず研究が重ねられてきている。本稿はそれに屋上屋を架するにすぎないかもしれないし、しかも主題を婚姻同意に限つていて、改正要綱を全体として考察するためには、それぞれの項目ごとに詳しく論議の模様を検討する必要がある。⁵⁴ また婚姻同意そのもののがり方にについてもこれを論ずるには、法史論的な研究や比較法的な研究がまだ必要であろう。⁵⁵ それを看過してはならないことを自説のことばとしておく。

1 (三) 一頁以下、三号 (同年) 二八頁以下、栗生武夫・婚姻法の近代化 (昭五) 三三頁以下など参照。

2 青山道夫「婚姻同意」家族制度全集法律篇I婚姻 (昭一二) 八四頁。婚姻同意の社会的基礎について、高梨公之「婚姻の自由と父の同意権——その社会的・経済的基礎について」同・日本婚姻法論 (昭三三) 第四章 (一六四頁以下)、鍛冶良堅「小出博士『父母の婚姻同意権』論をめぐって」法律論叢四一巻四・五・六号 (昭四三) 一二五頁以下参照。

3 福島四郎「父母の婚姻同意権とその濫用」権利の濫用 (下) (昭三七) 一二頁以下参照。

4 解釈論としては、親権または監護権を有する父母に限ると解すべきであると主張されている。中川善之助編・註釈親族法 (上) (昭二五) 一三四頁「青山道夫」、小出廉二「父母の婚姻同意権」家族法大系II婚姻 (昭三四四) 七一頁。立法論としては、廃止案も出されてゐる、福島四郎「両性的合意と父母の同意と婚姻の届出」民商三九卷一・二・三号 (昭三四) 一二五頁、小出・上掲・六九頁、久貴忠彦「父母の婚姻同意——その比較法的・批判的検討——」民商五三卷三号 (昭四〇) 三二頁以下。なお、法制審議会民法部会身分法小委員会の「仮決定及び留保事項」では、法定代理人の同意を得ることとし、法定代理人がない場合は同意が得られない場合のための救済策として、家庭裁判所の同意に代わる審判を予定している。

5 福島 (注3) 一二頁以下、高野竹三郎「未成年者の婚姻に対する父母の同意権」婚姻法の研究 (下) (昭五一) 一一八頁以下など参照。

6 改正要綱について論じるものは多い。婚姻同意に関しては、青山道夫「婚姻法改正への批判」(昭一七) 同・日本家族制度の研究 (昭二二) 所収一〇五頁以下、我妻栄「家族制度法律論の変遷」(昭二二) 同・民法研究VII (昭四四) 所収一五七頁以下、川島武宜「臨時法制審議会における家族制度論争の一断面——穂積重遠博士を中心として——」(昭二七) 同・イデオロギーとしての家族制度 (昭三二) 所収二〇二頁以下、磯野誠一「民法改正(法体制再編期)」講座日本近代法発達史 (昭三三) 二九七頁以下など参照。わたくしの考え方の基本は磯野論文に教えられたところが大

きい。

7 人事法案については、唄孝一＝利谷信義「『人事法案』の起草過程とその概要—私法学の新たな展開（昭五〇）四七一頁以下参照。

8 臨時教育会議における民法改正の要望については、磯野（注6）二七〇頁以下参照。

9 これらの点については、利谷信義＝本間重紀「天皇制国家機構・法体制の再編——一九一〇～二〇年代における一断面——」大系日本国家史5近代II（昭五一）一五三頁以下参照。

10 詳しくは、堀内節・家事審判制度の研究（昭四五）、同・統家事審判制度の研究（昭五一）参照。

11 臨時法制審議会の構成員については、唄＝利谷（注7）四七七頁以下参考。

12 我妻（注6）一五七頁。

13 こうしたことは、後でみると、一般に「家制度」護持論者といわれている花井卓蔵委員と進歩派と目される穂積重遠委員の発言が、婚姻同意権に関する奇妙な一致をみせることからもうかがわれる。磯野（注6）二八二頁は、家事審判所設置の決定に関連して、「審議会の結論は、保守、進歩の妥協といわれ、正にその通りの点もあるが、進歩派の立場自身が妥協であったと考えられる。両者の質的ならちがいを大きく見るのはあたらないのではないか」と指摘されている。

14 我妻（注6）一五七頁。

15 川島（注6）二〇四頁以下。旧規定の方が進歩的とみうる理由を次のように述べられている。「たとえ要綱案においては親の同意権は拘束されているとはいえ、同意拒絶が正当であるかないかは結局訴訟になつてみなければ確定しないのであり、また実際においては、父母の同意がなければ子はあえて婚姻をしない場合が多くなるであろうし、かつ同意がないにかかわらず決行された婚姻に対しても制裁が予測されるからである。」

16 青山道夫編・注釈民法（昭四一）二二六頁「大原長和」
(昭一〇) 一七三頁。
谷口知平「法典調査会議事録より観た婚姻と父母の同意」民商一巻一号

磯野（注6）二七六頁。

19 18 論者がどのような社会的実態を前提として立論していたか、そして法を定立することによってそれをどのように変えていくかといったかということは、その発言内容からある程度推測される。しかし、果たしてそれが現実と合致していたかどうか、また法が予測した通りの働きをしたかは、別個検討を要する問題である。これについては本稿では及びえない。

20 調査要目は幹事が作成したものではあるが、実際上その中心的役割を果たしたのは穂積重遠幹事であると推測されている。磯野（注6）二八五頁注（6）。

21 堀内（注10）一九頁、二九頁注（4）参照。

22 21 総会での発言については、臨時法制審議会総会議事速記録による（以下、速記録として引用）。なお総会での修正は次の通りである。

第一（縁親子）「成ル可ク縁親ノ名稱ヲ避クルコト」を附帯決議

第六（戸主ノ監督義務）「保護ヲ為ス義務ヲ負フ」→「保護ヲ為ス権利義務ヲ有スル」

第八（離籍及ビ復籍）ノ一 「直系尊属ニ非ザル成年ノ家族」→「成年ノ家族」

要綱にはこの間に原案の項目にない「離縁又ハ離婚等ニ因リテ家ヲ去ル者ノ子ノ家籍」が第九として加わっている。したがって、以後は、原案と要綱の項目番号がずれている。

第九（廃戸主）ノ一 「之ヲ隠居者ト為スコトヲ得ルモノトスル」→「戸主權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得ルモノトスル」

第二十一（縁組ノ許可）「十五年未満ノ者ヲ」→「未成年者ヲ」

調査要目第二十三 民法ノ規定ニ依レハ満三十年以上ノ男子及満二十五年以上ノ女子ハ家ニ在ル父母ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ為スコトヲ得所謂自由結婚ヲ為スコトヲ得ル年齢ヲ定メタルナリスノ如キハ我國風ニ視テ果シテ適當ノ制ナリヤ若又或程度ニ於テ自由結婚ヲ認ムルヲ可トスルモ其ノ標準ヲ年齢ノミニ取ラスシテ寧ロ例ヘハ独立ノ生計ヲ立ツルカ如キ其ノ他適当ノ条件ヲ加フルノ要ナキヤ又父母ノ同意ヲ得スシテ為シタル婚姻ノ効力ヲ如何ニスヘキヤ此ノ場合ニ於ケル婚姻ノ取消ハ殊ニ父母ノ不同意ニ無理

アル場合ニ於テ果シテ適当ノ制ナリヤ（民法第七七二条第七八三条）

24 主査委員会における穂積重遠委員の説明参照、堀内（注10）五八六頁以下、磯野（注6）二七七頁以下。なお、淳風美俗論争については、磯野誠

一「淳風美俗論争」法セミ昭三二年五月号三八頁以下参照。

25 磯野（注6）二七七頁、堀内（注10）五八九頁以下参照。江木千之委員

は、主査委員会において、教育家の意見を徵するにはと尋ねられた際に、「私ハ教育家ノ方面ハサウ詳シク承知致シテ居ル譯テコサイマセヌカ」と前置きしながらも、文部省の教科書調査委員会がこういう方面には一番注

目しているであろうと答えていた（堀内（注10）五八一頁）。彼は総会においても教育界の意見を弁している。すなわち、「教科書ニ於テ孝ト云

フコトヲ説クニハ、孝ハ即チ親ノ意ヲ安ンズルニアル」「親ノ命令ヲ守ラ

ナケレバナラヌト云フコトハ、孝ヲ説ク重ナル点デアル」ところが民法によれば、女子は二十五歳、男子は三十歳になれば親の承諾を得ずに結婚することがができる。「道徳上許ス可ラザルコトデアル」「法律ハドウシテモ改正シテ貰ハナケレバナラヌガ、法律ニ拘ハラズ、教科書ハ何處迄モ親ノ命令ニ從ハナケレバナラヌト云フコトヲ以テ、教ヘテ行カナケレバナラヌ」と、速記録二八五頁。

磯野（注6）二七六頁参照。

速記録三頁以下。

速記録一七頁。

速記録四八頁。磯野（注6）二九四頁以下参照。

30 29 28 27 26 「戸籍ノ上デ、何ンデモ斯ンデモ皆家ニ入レルト云フコトニシテ置イテハ家ト云フモノハ無暗ニ広クナツテ、實際ノ共同生活ト云フモノト一致シナイ」「成ル可ク堅実ノモノニシテ少シ小サクシテ其代リニ固クシタイ、之モ矢張リ家族制度維持ノ積リ」速記録六四頁。

31 家を小さくして家にある父母を重視することは、家族共同生活体の重視という方向への発展を指向するものともなりうるであろう。

32 I 婚姻（昭一二）三三二頁以下。
速記録八七頁以下。

34 速記録三〇九頁。

35 速記録九〇頁。

36 速記録九三頁。

37 速記録二八九頁以下。

38 速記録二八七頁。

39 花井卓藏博士の家族制度論については、磯野（注6）二八八頁以下参考。

40 速記録二九一頁以下。

41 この点については、川島（注6）一一〇六頁以下参照。

42 速記録三〇四頁。川島（注6）一一〇四頁以下参照。

43 速記録三〇七頁。

44 一部は花井・穂積両委員の修正説に賛成、一部は小山委員の修正説に賛成であるとし、採決の前に平沼議長が動議の提出を促したにもかかわらず、動議の提出はしなかった。

45 速記録九七頁以下。

46 大審院大正六年四月七日判決法律新聞一二五〇号二七頁以下参照。

47 速記録九八頁。

48 速記録三〇一頁。

49 50 儀式婚は内縁の問題との関連が強い。同意なきが故の内縁について当時の状況を示すものとして、中島玉吉「内縁の夫婦に就て」法学論叢一〇巻三号（大一二）七頁以下参照。自立可能な夫婦ないし実際に夫婦として社会の基礎となつてゐる夫婦を正式なものと認めることが、それを同意権者が不当に妨げないようにする事が考えられていたようである。

速記録三一二頁。

51 速記録三一二頁以下。

52 利谷ハ本間（注9）二二一頁参照。

53 54 成年者については注意規定にとどまり、未成年者については取消があるとはいへ、時の経過により解決しうる余地がある、と考えることもできるであろう。

道徳的な規定として法律の中に入れてくることの是非とは別に、現実に

婚姻が自由になつてゐるかどうかを考えるべきである。

磯野（注6）二七五頁以下参照。

56 55
久貴（注6）三頁以下、同「フランスにおける父母の婚姻同意権」婚姻法の研究（上）（昭五一）三一二頁以下、椿寿夫・書評「久貴忠彦『父母の婚姻同意』」法時三八卷一二号（昭四一）八八頁以下参照。

原稿受理 一九八二年九月十四日